

第五次国有林野施業実施計画書

(雄物川森林計画区)
(第一次変更計画)

計 画 期 間 自 平成 2 7 年 4 月 1 日
至 平成 3 2 年 3 月 3 1 日

(第一次変更 平成 2 8 年 3 月)

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 民有林と協調した森林整備等を推進するために森林整備推進協定を締結し森林共同施業団地を設定したことから変更する。

【変更項目及び頁】

8 その他必要な事項

（3）森林共同施業団地 1

8 その他必要な事項

(3) 森林共同施業団地

名称 (協定名)	対象地(林班)		面積(ha)	連携した 施業の内容	備 考
大仙市大台地域 (大仙市大台地域 森林整備推進協 定)	民	私有林 公社林 市有林	602	間伐等施業の集約 化及び効率的な森 林施業のための路 網整備	秋田署 平成27年4月設定
	国	2170~2172	366		